

会

贈呈
銀 第 139 号
'97

〔座談会〕 最高裁総務局・人事局各課長、参事官を囲む座談会 2

〔講演〕 民事訴訟法改正と書記官事務
—Nコートにおける書記官の活躍— 西口 元 25

〔特集〕 訴訟費用額確定手続の今後について 和久田道雄
永末秀伸 49

〔実務研究／民事〕
新民訴法と書記官事務—研究発表と座談会
..... 全国書協大阪地裁支部 59

『税ダス』オアシス・カルクの利用について
—不動産競売事件の登録免許税額自動計算— 吉田 彰 112
(1)

〔実務研究／刑事〕
被告人が手話のできない聴覚障害者である
場合の問題点 山中喜代志 113

〔特別法講義〕 行政事件訴訟について(講義録) 橋詰 均 123

〔情報コーナー〕 全国書協本部事務局 149

〔本部と支部との交流会だより〕
高松・名古屋・仙台・札幌・広島・福岡・東京・大阪各高裁管内 155



富山地・家裁高岡支部庁舎

全国裁判所書記官協議会

全国書協会報〔季刊〕第139号

目 次

[卷頭言]	荻原副会長	1
[座談会]		
最高裁総務局・人事局各課長・参事官を囲む座談会		2
[講演]		
民事訴訟法改正と書記官事務—Nコートにおける書記官の活躍—西口元		25
[特集]		
訴訟費用額確定手続の今後について和久田道伸	永末雄伸	49
[実務研究／民事]		
新民訴法と書記官事務—研究発表と座談会—全国書協大阪地裁支部		59
『税ダス』オアシス・カルクの利用について—不動産競売事件の登録免許税額自動計算—吉田彰	(1)	112
[実務研究／刑事]		
被告人が手話のできない聴覚障害者である場合の問題点山中喜代志		113
[特別法講義]		
行政事件訴訟について(講義録)橋詰均		123
[情報コーナー]		
裁判所のOA化について・倒産法改正に向けて全国書協本部事務局		149
[本部と支部との交流会だより]高松・名古屋・仙台・札幌・広島・福岡・東京・大阪各高裁管内		155
<hr/>		
本部だより 169	<編集手帖カット文字>の解説 小林保佳 199	
会報等在庫案内 171	<俳句>かすみ俳句会 148	
支部役員名簿 24, 48, 58		
判例要旨紹介		
民事—最高裁判所判例要旨(平成8年9月11日～10月31日)	185	
刑事—最高裁判所判例要旨(平成8年9月20日～10月29日)	187	
下級裁判所判例要旨(平成8年1月8日～3月29日)	188	
家事一下級裁判所判例要旨(平成8年2月9日～10月18日)	196	
<卷頭言 カット> 後藤三男(元千葉地裁)		
<編集手帖 カット> 小林保佳(元長野地裁)		

平成9年5月30日
東條会館
き
ところ

各課長、参考官を聞く

マ一テ

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| 1 平成九年度の級別定数、特に書記官の格付け関係 | 1 書記官の給与上の諸問題 |
| 2 書記官の少量退職期における給与上の待遇 | 2 新民事訴訟法の施行に伴う研修 |
| 3 参事官室の提言とモデル実験部等による検証 | 3 OA機器の活用 |
| 4 廷吏制度の見直しの検討状況 | 4 在外研究の実施状況と今後の方針等 |
| 5 速記制度問題の方針決定と書記官事務 | 5 裁判部におけるOA化計画の中・長期的展望 |
| 6 書記官の任用上の諸問題 | 6 書記官室用パソコンソフトの活用等 |
| 7 新民事訴訟法の施行に伴う書記官の任用上の問題 | 7 書記官事務に関する最近の動向 |
| 8 高齢者雇用と書記官の待遇 | 8 民事訴訟法の改正に伴う通達等の改正 |
| 9 退職者の進路 | 9 刑事、家事及び少年の各書記官事務に関する動向 |
| 10 女性書記官の登用状況 | 10 不動産執行事件の激増とその対応策 |
| 11 女性書記官の処遇 | 11 倒産法改正に向けてのスケジュール等 |
| 12 育児休業制度と代替要員の確保 | 12 その他 |
| 13 書記官の研修等に関する諸問題 | 13 執務資料の刊行及びその他の通達等の改正 |
| 14 執務用能率機器等の配布状況 | 14 裁判用能率機器等の配布状況 |
- 青野総務部長 本日は、お忙しい中を書記官協議会のために時間を割いていただきましてありがとうございます。ただ今から、総務局・人事局の各課長、参考官を聞く座談会を始めさせていただきます。
- 東海会長 本日は、総務局・人事局の課長、参考官におかれましては、大変御多忙中のところ、どうございます。全国書協との座談会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
- また、当局におかれましては、平素、書記官の執務の在り方、あるいは待遇等につきまして、種々御配慮、御尽力いただいておりますことに対しても、

特集／座談会

最高裁判務局・人事局 取扱業務局・人事局

厚くお礼を申し上げます。

御承知のように、全国書協では毎年、この座談会の機会を設けさせていただき、書記官の待遇等の人事上の問題、あるいは書記官事務処理上の問題等につきまして、非常に有益なお話を伺わせていただいております。

この座談会は、昭和四〇年に始まりまして、今回で三〇回目を迎えることになりますが、これまでの座談会を振り返ってみると、その時々の書記官をめぐる重要なテーマについて、当局の方針や施策が示され、「会報」を通じて各書記官が、書記官事務について見直しを図り、あるいは書記官制度について問題点を見出し、ひいては将来の書記官像を展望する絶好の機会と位置付けることができると思っています。

新民事訴訟法及び新民事訴訟規則の制定によ

り、書記官の権限が法的にも飛躍的に拡大された今日、書記官の果たすべき役割は極めて重大であります。訴訟運営がいろいろな分野で大きく変わった中で、各書記官が、正しい情報を知り、書記官のあるべき姿というものを具体的に築き上げていかなければなりませんが、まず拡大された権限を一つ一つ実行し、内外からの書記官に対する一層の信頼を得ていく努力を積み重ねていくことが大切だと考えます。

全国書協としましては、この機会に、現在の当局の方針や施策をお伺いして、これを広く会員に伝えて、考える材料を提供し、これから書記官事務の充実発展に役立てたいと考えております。

今回も座談会のテーマが多岐にわたっておりますが、いずれも書記官にとって関心の高いものでござりますので、どうぞよろしくお願ひいたしま

出席者

最高裁判所側

総務局第一課長	小池 厚	裕郎 宏夫	雄動
同第二・第三課長	永野 志	村山 隆	中井 康
同 参事官	中金 畑	中	
人事局給与課長			
同 任用課長			
同 参事官			

書記官協議会側

会長	東海根原野	泰勝良三	雄征弘	正治一
副会長	大荻君青	今	隆	
同事務局長	斎藤昌			
総務部長	谷関光			
経理部長	藤昌			
企画調査部長	齋藤昌			
編集部長	谷関光			

す。

青野総務部長 それでは、これから進行は書協側の企画調査部長の齋藤が担当しますのでよろしくお願ひします。

齋藤企画調査部長 企画調査部長を担当しております齋藤でございます。これから進行は、私が担当して進みたいと思いますので、よろしくお願いします。早速ですが、お手元に配布させていただきましたテーマの順に進行させていただきま



(中山給与課長)

一 書記官の給与上の諸問題

1 平成九年度の級別定数、特に書記官の格付け関係

齋藤企画調査部長 本年度も、級別定数、特に、書記官の格付け関係についてお聞かせください。

中山給与課長 書記職を中心とした級別定数の改定状況とその運用方針について、概要を説明することにします。

平成九年度は、地裁首席書記官「の一級切上げが認められました（一一級首席書記官—地裁一〇〇ポスト中一六、家裁六三ポスト中九）。また、指定職ポストの拡充については、重点項目の一つとして折衝してきた結果、高裁事務局次長について六年連続で認められ、高松高裁事務局次長が指定職に格付けられました。これにより、高裁事務局次長は八ポストすべてが指定職ポストとなりました。

なお、このほかに地裁事務局長について「的一級格付けが認められました（一一級事務局長一地裁五〇ポスト中二七、家裁五〇ポスト中一

(1) 級別定数の改定状況

七。

級別定数の改定については、財政当局がここ数

年継続して悪化している財政状況の建て直しを目指して、平成九年度を「財政構造改革元年」と位

置付けて厳しい姿勢で臨んできた上に、先年までの大量退職に伴う裁判所職員の年齢構成の大幅な

若返りを理由として定数回収をこれまでになく強く迫ってくるなど全般的に非常に厳しい状況下での折衝となりましたが、重点を絞った折衝に当たるなどの努力をした結果、前年度並あるいはそれ以上の成果を上げることができました。特に、四年連続で主任書記官の増設を実現できたことは大きな成果であると考えています。

ア 一級以上関係

平成九年度は、地裁首席書記官「の一級切上げが認められました（一一級首席書記官—地裁一

〇〇ポスト中一六、家裁六三ポスト中九）。

また、指定職ポストの拡充については、重点項

目の一として折衝してきた結果、高裁事務局次

長について六年連続で認められ、高松高裁事務局次長が指定職に格付けられました。これにより、高裁事務局次長は八ポストすべてが指定職ポストとなりました。

ウ 九級関係

平成九年度は、地裁次席書記官について五（前年度六）の九級切上げを実現することができました。

そもそも九級は、行政省庁では、「困難な業務を所掌する府県単位の機関の長」についてようやく認められる格付けであり、裁判部門のナンバー2の立場にある次席書記官をこれに格付けするには

イ 一〇級関係

地・家裁首席書記官の一〇級定数の拡大についても引き続き努力した結果、平成九年度は五（前

年度三）の切上げが実現しました。この結果、地・家裁首席書記官合計一六三（一一級＝二五、一〇

級＝八〇、九級＝五八）のうち一〇級以上は、一〇五（六四・四%）となりました。

種々の困難がありましたが、折衝を重ねた結果、昨年度並の切上げを実現することができたことは、極めて大きな成果の一つであったといえます。このほかに家裁事務局次長について四の切上げが認められました。

以上の結果、地・家裁次席書記官については、九三ポスト中六三（六七・七%）が九級以上に格付けられ、また、地・家裁事務局次長については、一一六ポスト中九九（八五・三%）が九級以上に格付けられることになりました。

エ 八級以下関係

財政当局は、ここ数年継続して悪化している財政状況及び先年までの大量退職に伴う裁判所職員の年齢構成の大幅な若返りを理由として、あらゆる官職及び級にわたって定数回収を強く要求してきましたが、当局としては、何とか定数回収を防ぎつつ、逆に少しでも定数の改定を実現するよう努力したところであります。その結果、書記職については、前年度と同様、一切切上げが認められていません。しかし、この結果は、引き続き定数回収を回避する形で決着することができました。その他の官職、級については、八級こそ八（前年度九）と前年度を下回ったものの、七級については一九（前年度一七）、六級については二七（前年度二六）と前年度を上回る切上げを実現しました。

オ 官職増設関係

官職増設については、悪化している財政状況をますます圧迫することになることを理由として、財政当局の姿勢はこれまでになく厳しいものがありました。とりわけ、次席書記官のような上位ポストの増設に対する財政当局の姿勢は極めて厳しくなところでしたが、事件が増加し、また、複雑困難化する中で、より一層適正・迅速な裁判を実現していくためには裁判部の執務組織の整備が不可欠であることを強く主張した結果、浦和地裁及び

名古屋地裁に執行等の特殊事件担当の次席書記官

(2) 昇格の運用

ア 九級以上について

次席書記官を各一（八級格付）増設することが認められるという、異例とも言える大きな成果を上げることができました。

また、主任書記官についても、昨年以上の二四の増設（前年度二二）が認められました。主任書記官増設要求の折衝では、管理職ポストの著しい増大となること、主任書記官が格付けにおいて本庁課長並のポストであることから非常に難航しました。

しかし、事件が増加し、その内容もより複雑困難化する中で、より一層適正・迅速な裁判を実現していくためには、書記官の役割が一層重要となること、その管理・調整の必要性も増大していること等を力説した結果、従前実績を上回る増設を実現するという特筆すべき成果を上げることができ

ました。この結果、ここ四年間における主任書記官の増設数は合計八一となりました。主任書記官ボストの増設については、少量退職期における書記官の昇任機会の減少に対処するという効果がありました。これはもちろん、より一層国民に分かりやすい財政当局の姿勢はこれまでになく厳しいものがありましたが、それはもちろん、より一層国民に分かりやすいために、裁判部の充実強化の必要性がますます増大するところであり、今後も引き続き主任書記官の増設に向けての努力を続けていきたいと考えています。

イ 八級以下について

書記官八級以下の昇格基準については、平成一〇年一月の新民事訴訟法の施行を控え、適正・迅速な裁判の実現は緊急の課題であり、その実現のためには、書記官のコートマネージャーとしての役割に期待するところが大きいこと、民事訴訟法

の改正により書記官の権限が拡大され、職責も増大することから、その重要な職務に応じた待遇を図るという観点から、平成九年度は一部先渡し的な処遇改善を行ったところであります。

2 書記官の少量退職期における給与上の待遇
齋藤企画調査部長 昨年もお聞きしていますが、少量退職期における書記官の待遇の改善について、その後どのような検討がなされ、また、今後なされようとしているのかお伺いします。

中山給与課長

(1) 少量退職期における書記官の待遇に関する問題点

現在、大量退職期に大量採用した職員が正に昇格の検討対象となつてきたり、特に書記官については、大量退職期に大量に任官した層が四級及び五級の定数配布の検討対象となっています。このため、ここ数年の書記官四級及び五級の配布数も急激に増加し、書記官在職者自体も三級中心から四級中心にシフトしてきており、徐々に五級にシフトしつつある状況になっています。この書記官層はこれから更に上位の級へシフトしていくことになりますが、現在の書記官の昇格水準は、かつての大量退職期に入る前の水準と比較すれば相当改善されたものになっていることから、現在の級別定数を前提にすると、近い将来において、定数状況が逼迫していくことも予想されます。また、

主として八級以上の級への昇格については、ポストに就くことが前提となるため、現在のポスト設置状況を前提にすると、ポストに就く時期が現在より相当程度遅くなることは必至であり、それに伴い昇格時期も遅れてくることも予測されます。

(2) 今後の対応策等

少量退職期における書記官の待遇をいかに図るかは、一つには、以上のような閉そく的な状況の中で、書記官の給与上の待遇の一貫性をいかに確保していくかの問題であります。

少量退職期に入つて間もない現在の定数状況を概略的に説明すると、大量退職期を経過して、裁判所職員の年齢構成が大幅に若返つた結果、上位の級の定数に相当の空きが出ている反面、下位の級では相当数の過員が出ており、上位級の定数を下位級に流用しているという状況にあります。財政当局からは、このような状況を問題視され、定数の回収（＝定数切下げ）を強く迫られているところであります。しかし、定数がいったん回収されてしまうと、将来、定数を必要とする時点で回収された分だけ再度切上げが認められる保証が必ずしもあるわけではないし、仮にそのような事態となれば、将来の待遇の一貫性を確保することも困難になります。したがって、定数の回収は、で

とも続けていきたいと考えています。

ところで、先ほど説明したとおり、ここ数年、上位の級に相当数の空き定数があり、しかも、厳しい折衝の結果、何とか定数回収を回避してきたところですが、だからと言って、一挙に昇格水準を緩和しないのは、少量退職期における待遇の一貫性、公平性を保つためであります。このような状況の中、平成九年度は、新民事訴訟法の施行を控え、書記官のコートマネージャーとしての役割の拡大・強化への期待や権限拡大等を考慮して、言わば先渡し的に昇格水準を一部緩和したところであります。今後は、更に、今後の定数状況、職員構成等の予測・分析を踏まえて、書記官に期待されている役割や裁判所職員全体の待遇面でのバランス等に配慮しながら、空き定数のより効果的な運用を図つていきたいと考えています。

また、上位の級の昇格については、主任書記官等の昇任ポストの増設が極めて重要であることは十分に認識しているところですので、できる限りの理由付けをして、今後も継続的にポスト増設を予算要求していきたいと考えています。この意味において、平成九年度予算における次席書記官及び主任書記官の増設数の増加は、大きな成果と言えると考えています。

3 職員制度検討と書記官の給与上の待遇

トマネージャーとしての役割の拡大強化というような見直しの中で、書記官の待遇改善がどのように図られるのかお伺いします。

中山給与課長

(1) 書記官全体の待遇

書記官の給与上の待遇に関しては、従来から書記官の法律専門職としての高度の専門性、職務の複雑困難性を最大限主張してその改善に努めてきたところですが、民事訴訟法の改正を契機として、適正・迅速な裁判をより一層実現していくことが求められる中で、その中心的な扱い手である書記官について一層の待遇改善をより進める必要があると考えています。

ただ、書記官の待遇改善をどの程度行うことが可能かということになると、現在進行中のモデル実験部による検証を通じて、書記官がコートマネージャーとして具体的にどのような事務を行うことになり、それがどのような形で適正・迅速な裁判の実現に結び付いていくのか、それを踏まえて、書記官の職務評価をどの程度まで更に引き上げていくことが可能かを検討する必要があると考えています。

(2) 書記官の増加に伴う執務組織の整備

参考官室提言では、適正・迅速な裁判をより一層実現していくため、裁判部における書記官の構成比率を大幅に高め、書記官定員の増加を図る必

要があるとしています。現在、参考官室提言の実現相当性及び可能性について、事務総局内で検討を進めているところであり、書記官の増加については、これを実現していく方向で努力していくこととなると考えていますが、増加した書記官がその力を十分に發揮していくためには、経験豊かで身近なリーダーである主任書記官が書記官に対し、きめ細かで的確な指導・助言を行う必要性があります。そこで、これまで以上に主任書記官の増設に努めるなど、執務組織を整えていく必要性があると考えています。

ポストの増設のためには、財政当局との予算上の折衝が必要であり、昨今の厳しい財政状況の下では種々の困難が予想されるところではあります。が、職員の給与上の待遇にも直結するものでありますので、今後とも努力していきたいと考えています。

二 参事官室の提言とモデル実験部等による検証

齋藤企画調査部長 参事官室提言の内容を検証

するためのモデル実験部等の実験が開始されました。が、その概要についてお伺いしたいと思います。

永野第二・第三課長 職員制度問題の検討は、御存じのとおり「適正迅速な裁判」、「利用しやすく、分かりやすい裁判」を実現し、国民の負託に



(永野第二・第三課長)

的確に応えていくために、より一層「裁判部の充実・強化」を図り、新たな時代に即応し得る裁判システムを構築する必要があるとの認識の下に行われているものです。そのような観点から、参考官室は、平成八年三月に、裁判部の官職構成について、書記官の比率を大幅に高め、原則として裁判官と書記官及びその他の専門職とすること、書記官のコートマネージャーとしての役割を拡大強化すること、法廷事務の見直しを進め、廷吏を事務官に一本化すること等を内容とする提言を行っています。モデル実験部等は、現実に参考官室が想定している人的構成を実地に組み、これから裁判部の在り方、コートマネージャー的役割を中心とする書記官事務の在り方等について、適正迅速な裁判等の実現にどのように役立つかといった観点から具体的、実証的に検証していくこうといふものであります。このような観点から、本年四月から地方裁判所に民事モデル実験部一三箇部、刑事研究部七箇部、家庭裁判所に研究係六係、簡易

裁判所に研究係六係を、それぞれ設置し、実験及び研究を開始しました。

民事モデル実験部及び刑事研究部においては、訴訟運営の在り方、書記官事務の在り方、法廷事務の在り方、書記官室の事務処理態勢、主任書記官の役割、OA化等による事務処理の効率化等について、実験及び研究が行われています。

このうち、書記官事務の在り方に関する実験及び研究の内容は、審理充実事務、事前準備事務等のコートマネージメントの在り方のほか、供述録取事務の在り方、調査事務の在り方等となっています。

また、家庭裁判所及び簡易裁判所の研究係においても、同様に各種事件における書記官事務の在り方について研究が行われています。

齊藤企画調査部長 モデル実験部等におきましては、書記官のコートマネージャーとしての役割の拡大強化に関して具体的にどういう点が検証、研究されているのかお聞かせください。

永野第二・第三課長 具体的な検証項目や実施細目等については、各部係ごとに打合せをして定めてもらっていますが、書記官事務の在り方について、これまでの審理充実事務等の積み重ねを背景として、机上の検討では得にくい具体的な工夫やアイデア等を出していくただけることを期待しています。

ア 民事モデル実験部については、これまでの審理充実事務の実績を踏まえるとともに、新民訴法の施行を念頭に置いて、次のような点について

審理充実事務の実績を踏まえるとともに、新民訴法の施行を念頭に置いて、次のような点について

期日間準備事務の在り方

(イ) 一回結審が予想される自白事件における事前準備事務の在り方

(ロ) 通訳事件における事前準備事務等や通訳人の連携の在り方

(ハ) 要警備事件等における事前準備事務等や関係部署との連携の在り方

(イ) 主張整理、争点把握への関与方法

(ロ) 当事者からの事情聴取、求釈明の在り方

(ハ) 証拠調べ前の準備の在り方

(イ) 証拠調べ前の準備の在り方

(ロ) 裁判官との連携の在り方

などです。

イ 刑事研究部については、書記官の行う事前準備事務等は、現状では、訴訟関係人から期日の準備状況を聴取して裁判官に伝えるなどの形式的かつ受動的な事務にとどまりがちであり、その形骸化が指摘されています。そこで、当事者に充実した事前準備や期日間準備を促し、その結果を期日指定や事前打合せ等に活用するなど、より積極的かつ能動的に取り組む方向を目指し、次のように

細目等については、各部係ごとに打合せをして定めてもらっていますが、書記官事務の在り方について、これまでの審理充実事務等の積み重ねを背景として、机上の検討では得にくい具体的な工夫やアイデア等を出していくただけることを期待しています。

ウ 家庭裁判所研究係については、家庭裁判所の書記官事務は、これまでと同様と調書作成、送達、通知等の手続的事務に重点が置かれ、事件の中身は裁判官、家裁調査官、調停委員、参与員等に任せているという消極的、受動的な姿勢が見つかっておりました。しかし、新民訴法に現れた新しい書記官の姿を参考として、関係職種とも協働しながら、主体的かつ積極的に各事件に関与し、適正迅速な裁判の実現に寄与していくために、次のような点について研究が行われています。

(ア) 当事者に適正かつ効率的な事前準備等を行わせるための書記官の役割

(イ) 事前準備事務等の結果の生かし方(期日指定、事前打合せ等)

(ロ) 否認事件、重大事件における事前準備事務、少年係は、

- a 法的調査の在り方
b 進行管理事務の在り方
c 審判手続、集団講習等への関与方法
d 簡易裁判所研究係については、簡易裁判所
e 定型的な事件が多いので、書記官事務もとも
する傾向が見受けられましたが、新民訴法によ
る少額訴訟制度の創設や督促事件の書記官権限化
を契機として、書記官が訴状や申立書を的確に審
査したり、弁護士の付かない当事者に必要な準備
を促したりして、簡裁事件の適正迅速化に貢献し
ていくために、次のような点について、研究が行
われています。

(ア) 民事係は、

- a 受付事務及び窓口相談の在り方
b 訴訟事件（特に少額訴訟）への関与方法
c 督促事件の処理方法
d 調停事件への関与方法

(イ) 刑事係は、

- a 訴訟事件への関与方法
b 略式事件への関与方法
c 令状事件への関与方法

についてです。

齋藤企画調査部長 続きましてモデル実験部等

における成果はどのような形で還元されるのかお伺いします。

永野第二・第三課長 モデル実験等の状況や成
果については、裁判事務に関する各種協議会等あ
るいは各庁の研究会を通じて還元するほか、具体
的な工夫例等を取りまとめて事務処理の改善に役
立てただけるような形で提供することを検討
しています。

三 廷吏制度の見直しの検討状況

齋藤企画調査部長 廷吏を事務官に一本化し、
法廷事務の見直しを行うという提言ですが、廷吏
の事務官一本化について、どのような検討がなさ
れておりましょうか。また、この施策によつ
て書記官事務にどのような影響があるのかお伺い
します。

永野第二・第三課長 参事官室の提言にある「廷
吏制度の廃止（廷吏の事務官一本化）と法廷事務
の見直し」とは、裁判官や書記官の人的拡充を図
るとともに、裁判所の様々な事務をより一層効率
的かつ適切に処理する態勢を整えるために、裁判
部の官職構成の見直しをして廷吏を事務官に一本
化するとともに、立会書記官の事務処理や法廷の
秩序維持等に与える影響を十分配慮し、円滑な訴
訟運営を損なわない範囲で法廷事務の見直しを進
めることを提案しているものです。

齋藤企画調査部長 過日、速記官制度に関する
最高裁の方針が公表されました。今後の日程と
書記官事務に及ぼす影響についてお伺いします。
小池第一課長 今回の録音反訳方式の導入の決
定は、速記官制度を取り巻く客観的状況を踏まえ
て、今後増大すると予想される逐語録需要に的確
かつ機動的にこたえるためのものです。また、同
時に、録音反訳方式を取り入れる一方で、速記官
制度の基盤が将来的に極めて不安定な状況の中で
特殊技能習得のために厳しい訓練を伴う速記官の
養成を続けることは適当でないこと等から、平成
一〇年四月以降の速記官の新規養成を停止するこ

そこで、事務総局としては、このような提言を
受け、現在、モデル実験部等において、法廷事務
の見直し等についての具体的な検証を行なうとともに
に関係局において基本方針について検討中のとこ
ろです。

したがって、事務総局としては、今後の各モデ
ル実験部等の検証状況を見た上で、現在廷吏が
行なっている事務の内容を分析し、具体的な検討を
していくことになります。その場合、提言にあり
ますように、「立会書記官の事務処理……に与える
影響を十分配慮する」（第2—1—(1)）ことは
重要な要素の一つであると考えています。

四 速記制度問題の方針決定と書記官事務

齋藤企画調査部長 過日、速記官制度に関する
最高裁の方針が公表されました。今後の日程と
書記官事務に及ぼす影響についてお伺いします。
小池第一課長 今回の録音反訳方式の導入の決
定は、速記官制度を取り巻く客観的状況を踏まえ
て、今後増大すると予想される逐語録需要に的確
かつ機動的にこたえるためのものです。また、同
時に、録音反訳方式を取り入れる一方で、速記官
制度の基盤が将来的に極めて不安定な状況の中で
特殊技能習得のために厳しい訓練を伴う速記官の
養成を続けることは適当でないこと等から、平成
一〇年四月以降の速記官の新規養成を停止するこ

とも決定されました。今後、現在在職している速記官による速記と録音反訳方式を併用しながら、緩やかに録音反訳方式へ移行していくことになります。



(小池第一課長)

逐語録作成方法として録音反訳方式を利用するようになった場合、逐語調書の需要に対し、機動的かつ柔軟に対応することができるので、書記官の供述調書作成事務も柔軟な運用が可能となるものと思われます。録音反訳を利用する場合には、書記官には、尋問中に出てきた専門用語や固有名詞等を立会メモに記載したり、反訳初稿の点検、反訳した後の録音テープの保管等の事務を行つてもらうことになります。これらの録音反訳事務については、取扱要領を配布したり、関係通達を整備していきたいと考えています。

録音反訳検証実験において、多くの検証実験部から、これまで速記官の立会時間の関係等から書記官が逐語調書を作成していたものについても録音反訳方式で対応することができ、ひいては調書

作成事務の軽減が図られたという報告がありましたが、このような余力をどのように活用していくかは、これから書記官の在り方を考える上で、極めて重要な問題であると考えています。これらの書記官は、公証官としての本来の役割に加え、審理の充実と円滑な進行に積極的に関与していくコートマネージャー的役割を果たしていくことが求められています。書記官の皆さんも、適正迅速な裁判、利用しやすく分かりやすい裁判の実現を目指すという観点に立って、自らの問題として、真剣に考えていただきたいと思います。

さらに、現在、速記官の職域の拡大や他の職種との職務連携についても検討が進められています。これは、適正迅速な裁判を実現するために速記官の速記録作成という逐語録作成のノウハウをより裁判実務に活かしてもらうなど、制度の見直しに直面した速記官が裁判部の一員として、不安なく、やりがいを感じながら協働してもらうための方策についての検討の一環です。書記官の皆さんも、将来の裁判所の在り方を真剣に考え、裁判

官研修所入所試験の受験資格が付与されました。また、現在、速記官の実務経験等を考慮して、研修による書記官資格付与についても検討されています。速記官が書記官に転官した場合、安心して仕事ができるよう、温かい目で迎え入れて、同じ書記官として共に協力できる環境作りをしていただきたいと思います。

齋藤企画調査部長 続きまして、銀音反訳方式の導入の中・長期的展望についてお伺いしたいと思います。

小池第一課長 録音反訳方式をどのように展開していくかについては、現在検討中であり、どの府でいつからということは、今後具体的に考えていくことになります。速記官による速記と録音反訳方式を併用する形で、緩やかに録音反訳方式への移行を図ることから、逐語録需要が多く速記官の填補が困難な支部、速記官が退職するなどして逐語録需要にこたえることが難しくなる府等から、これらの要素を考慮しながら、順次導入していくことになろうと考えています。

五 書記官の任用上の諸問題

1 新民事訴訟法の施行に伴う書記官の任用上

の問題

斎藤企画調査部長 どうもありがとうございます。四月二三日には裁判所書記官研修所入所試験規程の一部が改正され、速記官及び速記官補に書記

をしていただきたいと思います。



(金井任用課長)

らせていただきます。まず、新民事訴訟法の施行に伴う書記官の配置について、どのように考えておられるのかお聞かせください。

金井任用課長 民事訴訟法の今回の改正では、書記官が裁判官との協働態勢により訴訟進行を行う手続が盛り込まれています。書記官には期日外を中心とするこうした手続に主体的かつ積極的に関与する（いわゆるコートマネージャー的役割を果たす。）ことが期待されることになります。

新しい民事訴訟法に基づく適切な事務処理態勢の確立のため、書記官に対し首席書記官等の指導、各種研修による事務処理能力の向上、的確な接遇等の技量の付与を行い、書記官層全体の力量アップを図ることはもとより、各部署で書記官事務が円滑に進めていくよう適材適所の配置が強く求められるものと思います。

特に具体的な書記官の配置に当たっては、全体的な書記官の年齢構成の若返りの中で、従来、ともすると簡裁には任官直後の書記官とか比較的の書記官経験の短い若手書記官が集まる傾向が見受けられましたが、今後は少額訴訟等に適切に対応できる態勢を整えるため、簡裁にも主任書記官を含め、経験豊富な書記官を配置する必要があると考えます。

この協働態勢の狙いは、民事訴訟手続の面から「適正迅速な裁判」、「国民に利用しやすく分かりやすい裁判」の実現を目指すものと言つてよいと思います。

また、今回の改正の中には、簡裁における少額訴訟手続の創設や支払督促発付の書記官権限化も盛り込まれております。簡裁については、市民に身近な紛争解決機関として、従来にも増して大きな期待が寄せられることになります。特に少額訴

訟を担当する書記官については、受付窓口における対応を始め、原則として、一回の期日で審理を終了する手続となるため、当事者に十分な準備をするように働き掛けることが求められ、コートマネージャーとしての役割が強く期待されることになります。

人事局としても、来年一月の新民事訴訟法施行時期をにらみ、各庁に対して人的態勢の整備をお願いし、この四月から実行に移してもらっています。

2 高齢者雇用と書記官の待遇

齊藤企画調査部長 再任用期間の延長や定年の引上げの見通しについてお伺いします。

新規の見通しについてお伺いします。

既に、年金関係については平成六年一一月に共済年金改正法が成立し、満額支給開始年齢を平成一三年度から六一歳とし、以後三年ごとに一歳ずつ引き上げ、平成二五年度以降は六五歳とすることが定められています。

ところで、人事院が平成七年四月一日現在の三四年から五三年までの国家公務員約二三万人の中から無作為抽出した約七〇〇〇人に対して実施した「国家公務員の六〇歳代前半における就労・生活等意向調査」の結果によると、高齢期の就労に対し非常に高い意欲を有しております。就労希望年齢を六五歳までと考える者が半数を占め、これに六

五歳以上とする者を加えると七〇%に達していること、六〇歳代前半の就労先希望については、公務内とする者が約半数を占め、公務内での働き方としてはフルタイム勤務と短時間勤務といずれも四〇%台で並び、かつ短時間勤務がフルタイム勤務を上回る結果となっています。

公務部門における高齢者雇用については、平成六年三月二十五日の閣議決定を受けて同年六月に総務庁に「公務部門における高齢者雇用問題検討委員会」が設置されました。昨年六月に同委員会から中間報告がなされ、その報告の中で共済年金の六〇歳代前半の給付の弾力化スケジュールに合わせて準備を進めること、また、高齢者雇用の導入に伴う人事管理の見直し、高齢者の職域開拓等の具体的検討が必要である旨述べられています。

また、人事院は、昨年度の勧告時の報告の中で、高齢者雇用制度の任用形態について次のとおり述べています。

ア 六五歳までの雇用継続（任用上限年齢は、平成一三年度には六一歳、その後三年ごとに一歳ずつ任用上限年齢を引き上げ、平成二五年度には六五歳とする。）は、現行の定年年齢を維持した上で任命権者が定年退職者を再任用する形式による。

イ 新たな再任用制度においては、フルタイム勤務と短時間勤務の形態を設定する。

ウ 新たな再任用制度においては、相談業務、調査研究業務等のスタッフ的官職だけでなく、広くライン的官職も対象とする。

高齢者雇用の問題については、今年度中にも、人事院から具体的な施策が提示されることと思います。裁判所においては、書記官等の資格官職については、現行再任用制度によって実績のあるところですが、短時間勤務等の新たな再任用制度の導入が検討されており、職務再編、更には人事システムの見直し等も含めて、検討する必要があると考えています。

(3) 退職者の進路

齊藤企画調査部長 退職者は、どのようなところで活躍しておられるのかお伺いします。

金井任用課長 先にも述べましたとおり、人口の高齢化に伴う高齢者の雇用の必要性が高まる中で、退職者の退職後の進路を確保することは、退職者に対する多様な選択の可能性を高めるとともに、職員が退職するまで安心して勤務できる環境を整えることにもなるものと考えます。

現在、各高裁の人事課に企画官を配置し、定年退職後の進路開拓等に努めているところですが、これは社会経済の動向にも左右されるところが大きく、また、裁判所の職員の場合、中立公正な立場で職務を執ることから、部外との接觸に謙抑的にならざるを得ない面もあって民間等の再就職先

はおのずと限られる状況にあります。

裁判所において、過去三年間に官側による民間等への再就職のあっせんができた員数は、司法協会七〇人、公証人役場九人、弁護士事務所五人、その他一〇人という状況です。

このように、民間等への再就職先は、司法関係が多いという状況ですが、このほかにも金融機関等、書記官として在職中の知識、経験が活かせる就職先も考えられるところであり、その開拓になお一層努めたいと考えております。

最後に付言させていただきますと、再就職のあっせん数には掲げていませんが、この度の録音反訳の導入により録音反訳担当者として多くの元書記官の方に活躍いただいているところです。

録音反訳を担当している元書記官から伺つたところでは、録音反訳は、在宅のままで自分の都合に合わせて仕事ができること、退職後も馴染みのある裁判に関係した仕事に従事できること、在職中に培つた専門用語等の知識を活かすことができることなどから、好意的な感想を述べる人が多いようです。

六 女性書記官の待遇

1 女性書記官の登用状況

齊藤企画調査部長 女性書記官の増加に伴う管

金井任用課長 近時の女性の著しい社会進出に伴い、女性労働者の活用は、どの組織にとつても、その活力維持のために不可欠となつてきておりま
す。

裁判所においても、女性職員の占める比率は年を追って上昇し、中でも書記職においては、次のとおり顕著な伸びを示しております。

昭和六一年四月一日現在の書記官に占める女性の比率は四・八%であつたものが平成八年四月一日現在においては一六・一%となり、また、書記官資格取得者に占める女性比率は、昭和六一年度は一二・六%であつたのが、平成八年度は三七%

となつております。書記官の主たる給源であるII種試験採用者における女性比率が、平成八年度は三〇・七%であることを考えると、書記官に占める女性比率は、今後も上昇し続けることが予想さ

また、行政職員全体に占める女性比率は、行政省庁が一六・一%（平成八年一月現在）であるのに対し、裁判所は二九・八%（平成八年四月現在）となつており、裁判所にとつては、女性比率が高い状況にあるため、女性職員の能力活用は、とりわけ重要な課題であります。

このような中で、女性書記官の管理職への登用状況も進み、平成八年四月一日現在で主任書記官に占める女性の比率が六・七%、同じく訟廷（副）

管理官が五・八%を占めるに至つております。また、平成九年四月期には、首席書記官に三名、次席書記官に一名が登用されている状況です。

管理職への登用は、成績主義、能力主義により行うべきことは、人事行政の基本原則ですが、女性の場合、出産・育児、子供の養育や老親等の看護等を負担することも多く、そのため異動等を伴うポスト任用に制約のあることも少なからずありますが、女性のライフサイクルに合わせたきめ細

かな昇進管理を行うことにより、積極的に女性の能力活用を図ることが必要と考えます。

2 育児休業制度と代替要員の確保

齋藤企画調査部長 育児休業制度の現状と今後の代替要員確保の方針についてお伺いします。

畠中参事官 育児休業を取得した書記官は、育

児休業制度が始まつた平成四会計年度には四六人

(うち男性職員一人) 平成五会計年度には三人

(うち男性職員二人) 平成六会計年度には四三人

(うち男性職員二人)、平成八会計年度には五二人

(うち男性職員一人)であります。そのうち臨時的

任用者を確保できたのが平成四会計年度が二三人

(五〇%)、平成五会計年度が二三人(七一%)、平

年度が六一人(八五・九%)、平成八会計年度が四

九人（九四・一%）となっています。

このように育児休業取得に対する代替措置としての臨時的任用率は、年々上昇しているのが現状であります。

なお、平成七年四月一日付けで国家公務員等共済組合法の一部改正により、原則として育児休業手当金が支給されることになったこともありますし、先に説明したとおり、女性書記官の増加傾向が顕著になっており、今後も育児休業者が増加していくことが推測されます。

ところで、書記官の臨時的任用候補者の確保の方策については、例えば、各裁判所において、所属する職員のうち、書記官資格を有する者で一年以内に退職が予定されている定年退職者、再任用終了者、自己都合退職者等に対し、臨時的任用に関する希望の調査を適当な方法で行ってもらっていますし、昨年から、各庁において、平成三年度末の退職者まで遡って「退職者カード」を作成し、退職後の動向について臨時的任用に関する希望も含めてデータを常に最新のものに更新するなどしてあります。



(烟山参事官)

て、臨時的任用候補者の確保に役立てているところです。

また、要員確保の一方策として、平成七年七月から従前の取扱いを変更し、定年以外の事由により退職した者を臨時的任用する場合においても、定年退職した者の場合と同様に、退職時の俸給月額から大幅な減額とならないような措置を執ることとしています。

このような措置を講じつつ、少量退職期を迎える資格官職の臨時的任用候補者を得るのが難しい情況の中で、より多くの候補者の確保に努めていきたいと考えております。

七 書記官の研修等に関する諸問題

1 書記官研修の内容

齋藤企画調査部長 コートマネージャー的役割の拡大化に伴う書記官研修のカリキュラムが見直されているのかどうかお伺いします。

畠中参事官 裁判部においてますます重要となる書記官のコートマネージャー的役割の拡大化に伴う書記官研修のカリキュラムの主な見直しについて紹介します。

(1) 最初に中央研修に関して、

ア 平成九年度の中間管理者(裁判部)研修は、これまで民事、刑事及び家裁の部門別に実施してきたのを統合して、文字どおりの「中間管理者(裁

判部)研修」に衣替えして実施することとしました。新民事訴訟法における書記官事務の在り方を共同討議のテーマとし、自らもコートマネージャーとしての役割を果たすほか、そのような書記官の指導育成にも当たなければならない裁判部の中間管理者に対する動機付けにつながるものにしたいと考えています。

イ 次に、平成九年度の書記官専門研修は、後述の新民事訴訟法の施行に伴う研修を除き、刑事実務研究会、家事実務研究会及び供述録取事務合同研究会の三本を予定していますが、このうち、供述録取事務合同研究会は、新民事訴訟法の下における供述調書の在り方等について、書記官及び速記官を対象として、平成八年度に実施したところ、両職種間の相互理解を深める上でも大いに効果を上げることができたので、平成九年度も引き続き実施する予定です。

その他の二つの実務研究会は、広い意味で書記官のコートマネージャーとしての在り方を中心的なテーマとしています。

すなわち、平成九年度の刑事実務研究会では、

平成八年度の書記官実務研究(刑事)で取り上げられた「刑事手続における進行管理事務の研究」の研究結果を踏まえて、刑事案件におけるコートマネージャーとしての書記官の在り方について、

研究討議を行ったところです。この研究会は、書記官が裁判官の補助事務として行う進行管理事務や法的調査事務における裁判官と書記官との協働関係の在り方をテーマに、裁判官と書記官の合同研究という形態で実施しました。刑事の分野では初めての試みであったが、合同研究会では活発な意見交換が行われ、今後の裁判官と書記官との協働関係の在り方を考える上で、有意義な成果を上げられたのではないかと考えています。

平成九年度の家事実務研究会では、平成八年度の書記官実務研究(家事)で取り上げられた「遺産分割事件の進行管理事務の研究」の研究結果を踏まえて、長期未済事件が累積している遺産分割事件における進行管理事務について研究討議をしてもらうことを予定しています。

また、この研究会では、初めての試みとして、家庭裁判所調査官研修所の家事事件特別研修との一部合同実施を予定していますが、これも、遺産分割事件において、書記官がコートマネージャーとして家裁調査官を始めとする他の職種との連携を図ることの重要性を考慮したことによるものです。

ウ 平成九年度の書記官基礎研修は、これまで同様選択コース制を取り入れながら、オールラウンドの研修を実施していく方針ですが、民事科目のカリキュラムについては、法律科目及

び実務科目のいずれについても、新民事訴訟法の施行に備える内容とし、書記官のコートマネージャー的役割の拡大にも十分対応できるよう配慮しています。具体的には、「民事訴訟法の要点」や民事実務の単位数を増やして講義内容を充実させるとほか、「審理充実事務」の講義では、新法の理念を実現するために書記官が果たすコートマネージャーとしての役割的重要性を強調する内容としました。また、簡裁の選択コースにおいては、受付における相談や事情聴取、手続教示などの場面で書記官がコートマネージャー的役割を果たすことが強く求められる少額訴訟手続を重点的に解説するため、簡裁の特則手続に関する科目の単位数を増やしました。

(2) 委嘱研修についてですが、書記官総合研修(総研)は、御承知のとおり、豊富な実務経験を有する者を対象として、名実ともに「総合」の名にふさわしい研修とするために、平成八年度に新しい総研として実施しました。平成九年度も同様の方針により実施する予定です。カリキュラムについては、新民事訴訟法の施行に備え、「集中審理と書記官事務」、「少額訴訟・支払督促」、共同研究「新民訴法における書記官事務」等新民事訴訟法に関する科目を大幅に取り入れました。

(3) 自府研修については、平成九年度の書記官実務研修においても、多くの高裁又は地裁で、民争点を明確に把握し、争点指向性の高い要領調書

事訴訟法の改正が取り上げられ、新法の施行に備える姿勢が窺われるところです。

(4) 養成部研修については、養成部第一部及び第二部においては、これから書記官に求められるコートマネージャー的役割を十分担つていけるよう平成八年度に次のようなカリキュラムの見直しを行ったところであり、平成九年度も、同様の方針で実施しているところです。

ア グループ別総合演習は、養成部研修生を幾つかのユニットに分け、ユニットごとに、順次、民間施設を含む外部機関に派遣して、接遇、情報処理等の実際を体験、見学させるほか、裁判所書記官研修所において、当事者や弁護士との対応の在り方等の設例を盛り込んだ各種共同討議、実務問題研究、パソコン実習等を実施し、そこで習得した結果を全体の場で発表させるというものであります。

2 新民事訴訟法の施行に伴う研修

齋藤企画調査部長 新民事訴訟法の施行に伴う

法的実事の形で請求原因、抗弁、再抗弁等に整理し直し、当該事案に表れた問題点を指摘して討議研修(研究会)を次のとおり集中的に実施する予定です(対象人員、実施時期等は別表のとおり)。

を作成する能力を養成することを目的として、從前から実施しているものです。

ところで、新民事訴訟法の下では、準備的口頭弁論手続を始めとして、各種の争点整理のための手続が整備され、書記官には、今まで以上に高度な争点整理能力が要求されることを踏まえ、真的争点を把握できる能力を養うこと目的として、従前は主要事実のみを摘要させていたのを、平成八年度からは、民事演習の仕上げの段階では重要な間接事実も摘要させることとしています。

(5) 書記官のコートマネージャー的役割は今後ますます重要になると考えられますが、この関係で言えば、現在進められているいわゆるモデル実験部等における実験の進行状況や実験結果等をみながら、これらを上記の書記官研修の中に反映させたいと考えています。

煙中参事官 平成一〇年一月からの新民事訴訟

法の施行に伴い、平成九年度は、中央、委嘱及び自府のそれぞれの段階で、新民事訴訟法に関する研修(研究会)を次のとおり集中的に実施する予定です(対象人員、実施時期等は別表のとおり)。

(1) 中央研修

については、新民事訴訟法の施行に備え、「集中審理と書記官事務」、「少額訴訟・支払督促」、共同研究「新民訴法における書記官事務」等新民事訴訟法に関する科目を大幅に取り入れました。

当該手続に携わる職員を対象に幅広く実施する必要がありますが、民事事件を担当する書記官の人材を考慮すれば、すべての民事事件担当書記官を対象として中央研修を実施することは極めて困難であることから、中央研修では、指導者の養成に主眼を置くこととし、中央研修の参加者を講師として委嘱研修及び自序研修を実施していただくことを予定しています。

ア 民事実務指導研究会についてですが、この研究会は、総研における指導者の養成等を目的として毎年実施していますが、平成九年度は、高裁委嘱研修の「新民事訴訟法研修」の指導者の養成を併せて行うこととしたところです。この研究会では、主に、一般訴訟手続関係の科目を取り上げました。

イ 民事実務（新民訴法）研究会は、全三回の実施を予定しています。第一回は、高裁委嘱研修の簡裁手続に関する指導者を養成することを目的として実施するもので、大学教授、事務総局の総務局及び民事局の担当官等による講義のほか、少額訴訟手続における受付相談、事情聴取、手続教示等を題材とする事例演習、新民事訴訟法下における簡裁の民事書記官事務の在り方をテーマとする共同研究等を予定しています。また、司法研修所が実施する簡裁判事実務研究会の研究員との合同討議を実施することとしており、そこでは、少

額訴訟をテーマとして、裁判官と書記官との協働関係の在り方という観点から意見交換を行う予定です。

第二回は、自序研修の簡裁手続に関する指導者を養成することを目的として実施するもので、研修内容は、基本的に第一回と同じです。第一回で司法研修所との合同に充てていた単位については、規則や通達に関する講義の単位を増やすほか、司法研修所との合同に充てていた単位についても、規則や通達に関する講義の単位を増やすほか、

事例演習の単位を増やして、少額訴訟に加え、支払督促申立書の審査等も取り上げるなど参加者がこの研究会の成果をそのまま自序研修に活用できるよう工夫しています。

第三回は、自序研修の一般訴訟手続に関する指導者を養成することを目的として実施する予定です。詳細なカリキュラムの検討作業はこれから行うことになりますが、「新民事訴訟法の概要について」等の講義のほか、事例演習や共同討議では、期日外の釈明や調書判決等を取り上げる予定です。

ウ 平成九年度の書記官実務研究では、「新民事訴訟法における書記官事務の研究」というテーマで既に開始されています。新法の理念を実現していくために書記官事務はどう在るべきかという問題を中心にして、実務研究報告が、実務に直接役立つものとなるよう期待しているところです。

(2) 委嘱研修については、平成九年の一〇月か

ら一二月までの間に、各高裁で、現に民事事件を担当している書記官又は近い将来民事事件を担当することが予定されている書記官を対象として、

新民事訴訟法研修を実施していただくこととしています。そのうち一回は一般訴訟手続関係を、もう一回は簡裁手続関係を取り上げる予定です。

研修内容としては、一般訴訟手続関係及び簡裁手続関係に共通の科目として新民事訴訟法規の概要、調書に関する問題点及び訴訟終了事務に関する問題点及び支払督促に関する問題点を予定しているほか、

一般的訴訟手続関係又は簡裁手続関係に特有のテーマを取り上げて、演習等を実施する予定です。

(3) 最後にになりましたが、自序研修については、各地裁で新民事訴訟法に関する自序研修を実施してもらい、委嘱研修に参加できなかつた書記官もなるべく多く受講できるように図っていきたいと考えています。

新民事訴訟法に関する研修

名 称	人 員	実 施 時 期	日 数	備 考
民事実務（新民訴法）研究会	四〇	九・一四・一八四	五	中央研修
三〇	九・一六・二〇七	四	三回実施	

		会	
		六〇	
新民事訴訟法 研修	八〇	九・一〇・二九	四
	五〇〇	定実施庁が適宜決	各四
	二回実施	高裁委嘱	
職員自序研修	実施庁が適宜決定		

3 パソコン研修の方針

齊藤企画調査部長 次にパソコン研修の現状と方針についてお伺いします。

小池第一課長 世の中の情報処理機器の急速な普及やネットワーク化の動きを踏まえて、ここ数年、裁判所におけるOA化も著しく進展していまして、書記官室用パソコンの利用を広めること等を目的として、新たに情報処理活用研修を実施しました。また、各種係長等研修を始めとする中央研修では基礎的なパソコン操作の実習を実施しました。

齊藤企画調査部長 次にパソコン研修の現状と方針についてお伺いします。

小池第一課長 世の中の情報処理機器の急速な普及やネットワーク化の動きを踏まえて、ここ数年、裁判所におけるOA化も著しく進展していまして、書記官室用パソコンの利用を広めること等を目的として、新たに情報処理活用研修を実施しました。また、各種係長等研修を始めとする中央研修では基礎的なパソコン操作の実習を実施しました。

養成部研修においても、従来選択科目であったパソコン実習を必須科目に改め、パソコンについての基礎的知識の全般的なかさ上げを図りました。

今後は、中央研修において、個別具体的な情報処理システムごとの研修のみの実施にとどまらず、自序研修での指導者として活躍し得る者の養成を主眼とした研修を実施することも考慮する等、現場の要望を踏まえ、各種のOA研修を企画・実施していくと考えています。また、書記官研修所におけるOA研修への参加には限りがあることから、これらを補う形での高裁ブロック研修及び既配布の機器を利用した各序におけるOJTや自序研修が重要になってくるものと思われます。

国際化が進み、外国人が関係する刑事事件、民事事件等も増加しており、裁判事件の内容も、外國との関係を考慮しながら多様な局面から検討を必要とするものが増えてきています。さらに、現状を図ることが今後の展開にとって極めて重要なことから、これらを補う形での高裁ブロック研修及び既配布の機器を利用した各序におけるOJTや自序研修が重要になってくるものと思われます。

4 在外研究の実施状況と今後の方針等

齊藤企画調査部長 次に在外研究の実施状況と今後の方針等についてお伺いします。

小池第一課長 一般職の外国出張については、若手職員層を対象とした裁判所事務官等在外研究制度があり、毎年アメリカ、フランス又はドイツ

に研究員を送っており、平成七年度からは派遣人員を一名増やしました。また、中堅クラスの職員を対象とする制度として運用されてきた短期在外研究制度につき、平成八年度には若手職員にも派遣の枠を設けました。今年度には更に若手職員の派遣枠を広げて実施する予定です。

さらに、裁判所の特定の施策に関連した事項の視察、調査を目的として一般職を二週間程度欧米諸国に派遣する制度として司法事情研究を実施しています。これらの派遣制度以外にも、総務庁主催の「東南アジア青年の船」等への参加による短期の海外派遣も行っています。

国際化が進み、外国人が関係する刑事事件、民事事件等も増加しており、裁判事件の内容も、外國との関係を考慮しながら多様な局面から検討を必要とするものが増えてきています。さらに、現状を図ることが今後の展開にとって極めて重要なことから、これらを補う形での高裁ブロック研修及び既配布の機器を利用した各序におけるOJTや自序研修が重要になってくるものと思われます。

このように状況の下で、多くの職員に外国の司法制度を実際に見聞し、広い視野と柔軟な思考を身に付ける機会を持つてもらうことは、個々の派遣者のみならず、裁判所全体にとって有意義なことであると思われます。このような観点から、派遣制度の充実のための努力を続けていきたいと

考
え
て
い
ま
す。

八 O A 機器の活用

1 裁判部におけるOA化計画の中・長期的展望

齋藤企画調査部長 裁判部においてもOA化システムの構築により、事務処理の効率化を図る必要があると考えますが、これらの計画の中・長期的展望についてお聞きします。

小池第一課長 平成七年度には、裁判官室には

裁判官一人に一台の割合で、書記官室には原則と

して各部に一台の割合で、パソコンを整備しました。

これららのパソコンについては、当面は、組織全体の習熟を高めるとともに、その利用を定着させていくことが課題であると考えております。この観点から、書記官用パソコンの活用を図るために、裁判官用プログラムを配布しております。

また、ワープロ以外のデータベース、表計算ソフ

トについても、活用事例を収集して他へも紹介することを検討中です。これらの方策により、組織全体に事務の効率化に役立つ利用方法を広げていき、パソコンの利用を普及させていくことが必要であると考えています。

パソコンについては、当面は単体での利用を考えていますが、その一層の活用を図るための周辺

機器を整備し、更には情報の共有、蓄積、再利用の面における効率化の程度や費用対効果等を考慮に入れた上で、ネットワーク的な利用の在り方もあると想定しています。

その一環として、本年度には、これまでの実験部に加えて、いわゆるモデル部の一部の書記官室にも複数のパソコンを配置し、それらをLANで接続し、書記官室におけるネットワーク的な利用の有効性を検証するという実験も開始しています。

2 書記官室用パソコンソフトの活用等

齋藤企画調査部長 書記官室パソコンソフトの開発に当たっては、現場の意見をもつと聞いて欲しいといふ声があります。それらを踏まえて、今後の計画、活用方法についてお聞きします。

小池第一課長 書記官室パソコン用として民
事、刑事、家事及び少年事件用の期日進行管理プログラムを配布しておりますが、その趣旨は、書

記官のコートマネージメントの充実をサポートすることにあります。

民事事件用プログラムについては、最近、データ移行の可能性を維持しながら、ユーティリティであると想定しています。

志村参事官 民事訴訟法の改正に伴う通達等の新規の書記官の改善要望やアイデアを取り入れて、大幅な改良を行ったところであり、現在、この新しいプログラムを導入準備中です。今後も現

考
え
て
い
ま
す。

このプログラムによる書記官室パソコンの利用の形態としては、これまで帳簿を併用させた形で行われていますが、パソコンの入力と帳簿記載の二重の手間があるとの指摘がされています。期日簿及び担当簿は任意帳簿であり、その作成の要否は各府の通達により決めているのですが、パソコン実験を行っているモデル部等において、各府での実情を踏まえながら、省略の可否について通達上の手当も含めて検討してもらうことを考えています。

なお、期日管理プログラム以外にも、書記官事務における一太郎、エクセル及びアクセスの活用方法を収集、検討し、提案していくことを考えております。

九 書記官事務に関する最近の動向

1 民事訴訟法の改正に伴う通達等の改正

齋藤企画調査部長 民事訴訟法の改正に伴つて、いつごろ、どのような通達が発出される予定なのがお話しただけることがあれば、お聞かせ願います。

志村参事官 民事訴訟法の改正に伴う通達等の新規の書記官の改善要望やアイデアを取り入れて、大幅な改良を行ったところであり、現在、この新しいプログラムを導入準備中です。今後も現

ては、昨年一二月四日に制定された「民事事件記

録符号規程等の一部を改正する規程」により改正された「民事事件記録符号規程」、「行政事件記録符号規程」及び「家庭事件記録符号規程」並びに「事件記録等保存規程」があります。



(志村参事官)

存について」(帳簿諸票(総長)通達)、「帳簿諸票の備付け及び保存に関する事務の取扱いについて」(帳簿諸票(局長)通達)、「事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて」(保管送付通達)及び「事件記録等の閲覧及び贈写に関する事務の取扱いについて」(閲覧贈写通達)に関する事務は、現在、六月一〇日を期限として、前記の新通達案と同様に、全国の裁判所の裁判官及び書記官の方々に御意見をお伺いしているところです。これらの方々の通達については、頂いた御意見を踏まえて、関係局等と調整の上、七月中旬ころには発出したと考えています。

イ 次に、現在改正作業中のものとしては、「民事事件の口頭弁論調書等の様式及び記載方法について」(調書通達)、「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」(受付分配通達)、「民事訴訟記録の編成について」(記録編成通達)及び「少額訴訟における手続教示、録音テープ等への記録の手続及び口頭弁論調書の作成について(仮称)」があります。これらの通達に関しては、その新通達案について、実務に携わる全国の裁判所の裁判官及び書記官の方々から多くの貴重な御意見をいただきましたが、それらの御意見を踏まえて更に検討を進め、現在、発出に向けての最終的な段階に入っています。これらの通達については、できれば六月下旬には発出したいと考えています。

ウ また、「事件関係の帳簿諸票の備付け及び保

書記官事務に関する最近の動きについてお伺いします。

志村参事官 刑事、家事、少年の各書記官事務

の分野についても、平成八年三月に出された参考官室提言の中で示された方向性、つまり、要領調査を通じて訴訟等の進行に必要な様々な情報を収集管理し、訴訟等の円滑な運営を支えるコートマネージャーとしての役割を拡大強化していくことが必要であると考えています。

家事事件の関係については、民訴法関連の規則の整備において家事審判規則の一部改正が行われ、裁判所がする嘱託の手続や調停事件における事実の調査の一部が書記官の権限とされるなど、書記官のコートマネージャーとしての役割の拡大強化に向けて法的な裏付けが図られたところですが、刑事案件の関係においても、現在、書記官のコートマネージャーとしての役割を踏まえて、事前準備、期日間準備等の事務について刑事訴訟規則の整備が所管局において検討されているところです。

また、書記官研修所においては、一昨年の「少年事件における書記官事務の研究」に統いて、昨年、「刑事手続における進行管理事務」及び「遺産分割事件における進行管理事務」をテーマとして

2 刑事、家事及び少年の各書記官事務に関する動向

齋藤企画調査部長 次に刑事、家事、少年の各

二つの書記官実務研究が行われ、報告書がまとめられましたが、これらの研究も、事前準備や進行管理に積極的に取り組む書記官の姿を示しています。

さらに、先ほど申し上げたように、刑事、家事、少年の各事件における書記官事務についても、四

月一日から幾つかの刑事研究部、家裁研究係、簡裁研究係において、これから書記官の事務の在り方について具体的かつ実証的な研究が行われてきるところですが、総務局としては、これらの研究結果や書記官実務研究の結果等も併せて、新しい時代の書記官事務の在り方について検討していきたいと考えています。

3 不動産執行事件の激増とその対応策

斎藤企画調査部長 不動産執行事件の激増に対し、どのような対策を考えられるかお伺いします。

永野第二・第三課長 御承知のとおり、バブル崩壊による経済不況により、平成三年以降、大都市部の裁判所を中心に民事執行事件の増加傾向が続いており、不動産執行事件について見ますと、新受件数は平成二年には約四万一千件であったものが平成八年には約六万七千件と一・六倍になり、未済件数は平成二年には約五万九千件であったものが平成八年には約一二万五千件と二・一倍以上ております。

また、昨年七月に設立された住宅金融債権管理機構は、旧住専七社から引き継いだ不良債権の回収に向けて本格的な作業を開始していることから、今後住専関連の不動産競売事件の申立てが急増することが予想されるところです。

こうした状況において、裁判所における執行事件の処理が滞れば、公権的な債権回収手続に対する信頼を損ない、裁判所全体の姿勢が問われるところになります。

こうした事態に適切に対処するため、これまでも事務処理態勢及び事務処理手続の整備、充実を図り、OA化による事務の効率化等を推進しているところですが、さらに、事件が急増した府に對しては必要な人的手当を行って、住専関連の執行事件が急増した場合にも迅速適正に処理で

き続き、東京地裁など大都市部の裁判所における執行部門の処理態勢の充実強化を図るために、大幅な人員の手当を行ったところです。この結果、斎藤企画調査部長 倒産法改正の動きについて御説明いただきたいと思います。

永野第二・第三課長 我が国の倒産処理のための司法上の手続としては、破産、和議、会社更生、商法上の会社整理及び特別清算がありますが、これららの手続を規律する法律は、いずれも制定年次が古いためにかかわらず、破産法及び会社更生法について比較的大きな部分改正が行われたほかは、特段の改正がされないまま現在に至っています。

そのため、現在の社会に適合しない部分が生じ

件処理業務のうち、外部への委託が可能な業務を外部委託し、執行事件の処理態勢を充実強化する方策も執つており、本年度も昨年度に引き続き大都市周辺部の繁忙支部を中心に業務委託の拡大を図ったところです。

このように、事務処理態勢等の整備、充実、OA化による事務の効率化とともに、人的手当による執務態勢の充実を図ることにより、滞留している未済事件の処理に全力を挙げているところでありますが、急増が予想される「住専」関連等の事件に適切に対処するため、今後の事件の動向について十分な注意を払うとともに、執行事件が更に急増するような事態になれば、必要な応じて人的手当等による執務態勢の整備を含め、的確な対応策を検討していきたいと考えています。

4 倒産法改正に向けてのスケジュール等

斎藤企画調査部長 倒産法改正の動きについて御説明いただきたいと思います。

永野第二・第三課長 我が国の倒産処理のための司法上の手続としては、破産、和議、会社更生、商法上の会社整理及び特別清算がありますが、これららの手続を規律する法律は、いずれも制定年次が古いためにかかわらず、破産法及び会社更生法について比較的大きな部分改正が行われたほかは、特段の改正がされないまま現在に至っています。

そのため、現在の社会に適合しない部分が生じ

てはいるとの指摘や、それぞれの制定時期により、立法思想や時代背景を異にするため、それらの相互の調整を図り、倒産法全体の視野から手続の見直しをする必要があるとの指摘等がされていました。

このような状況の下、昨年一〇月八日に開催された法制審議会総会において、倒産法部会の設置が決定され、一〇月二十四日に開催された第一回の倒産法部会において、①審議開始から改正要綱案の策定までおおむね五年を目処として進めるこ

と、②審議の中間段階で検討事項及び改正要綱試案を作成して公表し、関係各界の意見を聴取すること等の全体計画が了承され、現在、倒産法の学識者及び実務家を研究員とする倒産法研究会において、現行法の問題点の洗い出しと論点の整理の作業を行っていると聞いています。

今後は、小委員会及び部会における審議を経て、早ければ本年末ころに、倒産法に関する検討事項が公表され、関係各界に対して意見照会がされる予定であるとのことです。

最高裁としても、全国の裁判所の意見を今後の改正作業に反映させるべく、昨年九月一日付けの民事局長、総務局長書簡により、全国の地裁で倒産事件を担当している裁判官及び書記官に対して、倒産法の改正において対象として採り上げるべき事項及びその内容について意見を求め、この

意見集約の結果を、昨年一二月二六日に各裁判所に送付するとともに、裁判所の意見として、本年一月一〇日の倒産法研究会に持ち込みました。

倒産事件は、書記官が主体的かつ積極的に事件処理に関与し、その適正迅速な解決に大きく寄与してきた分野であり、この度の改正に当たっては、最高裁としても、これまでの倒産事件において書記官が積み上げてきた実績を基に、できる限り書記官の意見が改正作業に反映されるよう努めたいと考えています。

民訴法の改正について、書記官の皆さんのお意見が数多く取り入れられたことは記憶に新しいところです。倒産法改正に関しても、是非、皆さんの建設的かつ積極的な意見を今後もお寄せいただきたいと考えています。

一〇 その他

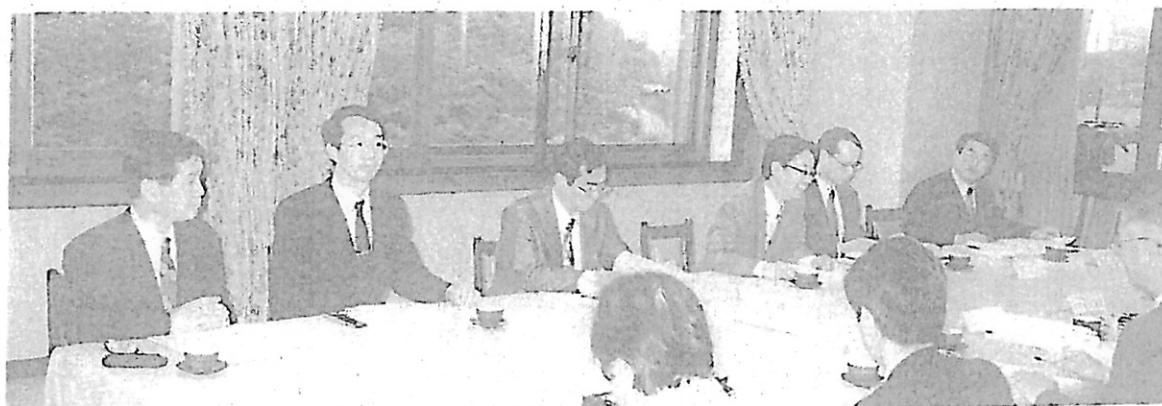
1 執務資料の刊行及びその他の通達等の改正

齋藤企画調査部長 書記官事務に関する執務資料の刊行計画及びその他の通達等の改正についてお伺いします。

志村参考官

ア 執務資料の刊行

先ほど御説明しましたように、本年は、新民事訴訟法の施行に向けて相当数の書記官事務に関する新通達（一部改正を含む）等が発出されます。



(座談会風景)

これらの新通達等の発出に当たっては、基本的には、新通達等の趣旨及び内容を説明した書簡を同時に発することを予定していますが、書簡という性質上、必ずしも書記官室に十分に伝わらないこともあります。しかし、新通達等は、民事訴訟法下における書記官の日常の執務に欠かせないものであり、その趣旨及び内容について、すべての書記官が十分に理解する必要があるのです。そこで、これら的新通達等とその説明書簡を取りまとめた上、更に必要な説明や資料を加え、執務資料として本年度刊行することを予定しています。

イ その他の通達等の改正

新民事訴訟法に関する改正以外の当局所管の通達等の改正としては、①民事執行法の一部改正に伴い、昨年八月八日付で「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」(受付分配通達)の一部改正を行い、②金融機関の更生手続の特例等に関する法律の成立を受けて、本年二月一九日に制定された「事件記録等保存規程及び民事事件記録符号規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程」により「事件記録等保存規程」の一部が改正されるとともに、二月二八日付で「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」(受付分配通達)及び「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用につい

て」(保管金通達)の一部改正を行いました。
2 裁判用能率機器等の配布状況

齋藤企画調査部長 次に裁判用能率機器等の配布状況及び配布予定についてお伺いします。

志村参事官 裁判事務能率器具等の配布については、現下の厳しい財政状況を念頭に置いて、平成八年度も、緊急性、効率性の高い備品等を中心とした配布を予定しています。

最近の事件の複雑困難化等に伴い、証人尋問等の供述内容も複雑化の傾向が見られます。が、法廷における供述等を明瞭に録音するための機材を整備してほしいとの要望が多数寄せられていること

から、法廷の各発言者席に一本ずつ計四本のマイクを置き、ミキサーを介して2トラック録音機一台で録音する法廷用録音機器セットを地裁本庁及び合議取扱い支部に整備することを計画しました。平成八年度については、地裁本庁の一部と合議取扱い支部の一部に一セットずつ整備しましたが、今年度も引き続き整備を図っていく予定です。

これらの整備については、平成一〇年一月に施行される新民事訴訟法において調書の記載に代えて音楽等を利用して事件の手続や相談のために来院した当事者に対し、事件の手続を案内するものです。

裁判の民事事件、家裁の家事事件の手続をエンドレスで放映し、事件の手続や相談のために来院した当事者に対し、事件の手続を案内するものです。や、将来的には録音反訳方式が導入された場合に、バックアップの録音機を追加整備すれば利用できることを考慮しています。

また、前記のものは別に、平成七年度に引き続

続き法廷用録音機と書記官用録音再生機を各庁に配布しました。法廷用録音機は、長時間連続録音のできるダブルデッキタイプのものですが、主と

して合議不取扱い支部や簡裁に配布しました。書記官用録音再生機は、音程を変えずに自然な音で遅聞きや速聞きができるデジタル音程調整機能が装備されているのですが、これにより早口で聞き取りづらい供述部分などを遅聞き機能を利用して音程を変えずにゆっくり再生して確認することができますし、速聞き機能を利用して通常の二分の一の時間で録音内容を聞き返すこともできます。

いて、簡裁分として、千葉簡裁、岡山簡裁、松山簡裁の三府に、家裁分として、千葉家裁、京都家裁の二府に整備しました。手続案内システムとは、レーザーディスクデッキ、大型ディスプレイ等を設置し、簡裁の民事事件、家裁の家事事件の手続をエンドレスで放映し、事件の手続や相談のために来院した当事者に対し、事件の手続を案内するものです。司法が国民のニーズにこたえるために「利用やすく分かりやすい裁判」、「開かれた裁判所」の実現が求められていますが、これはビジュアルな手段で事件手続の情報を当事者等に提供するものです。今年度も利用状況等を考慮しながら引き続

き整備を検討していきたいと考えています。

自動契印機については、近時、長文の判決や調書が多くなっている傾向から、これに対応できる機器を配布してほしいとの要望が寄せられています。現在、一度に五〇枚程度の用紙が契印できる強力な自動契印機の製造ができるかどうか業者に検討してもらっていますが、機械の穿孔針の強度等いろいろと問題があり、引き続き慎重に検討していくことを考えています。

また、事件記録のビニール表紙等の消耗品については、各府の事件数を基本にしつつ、その実情にも配慮して配布しましたが、今後もこのような基準で行うことを考えています。

事務の効率化を図るための能率機器等の配布については、今後も可能な限り積極的に取り組んでいきたいと考えていますが、引き続き厳しい財政状況下にあることから、必要な事務改善の工夫等を進めていただくとともに、消耗品については、破損の程度が少ないものを再利用するなど節約にも努めていただくようお願いしたいと思います。

斎藤企画調査部長 これをもちましてお聞きしたいことが終了しましたので、進行役を下ろさせていただきます。どうもありがとうございました。

青野総務部長 以上をもちまして、座談会を終了させていただきます。閉会に当たり、東海会長からごあいさつを申し上げます。

東海会長 本日は、どうもお忙しい中、長時間にわたり、多くのテーマについて、大変有意義なお話を伺わせていただき、どうもありがとうございました。

この結果は、早速全国の会員に伝えるとともに、書協といたしましても、今後の活動の上で、参考とさせていただきますので、今後ともどうぞよろしく御支援くださいますようお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。

